

「ZEH^{ゼッチ}（ゼロエネ住宅）宿泊体験 in おかやま」協力事業者募集要領

1 目的

岡山市を含む13市町で構成する「岡山連携中枢都市圏(*)」では、令和3年2月2日に、2050年に二酸化炭素の排出を実質ゼロとすることを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を共同で行い、圏域における脱炭素社会の実現に取り組んでいます。

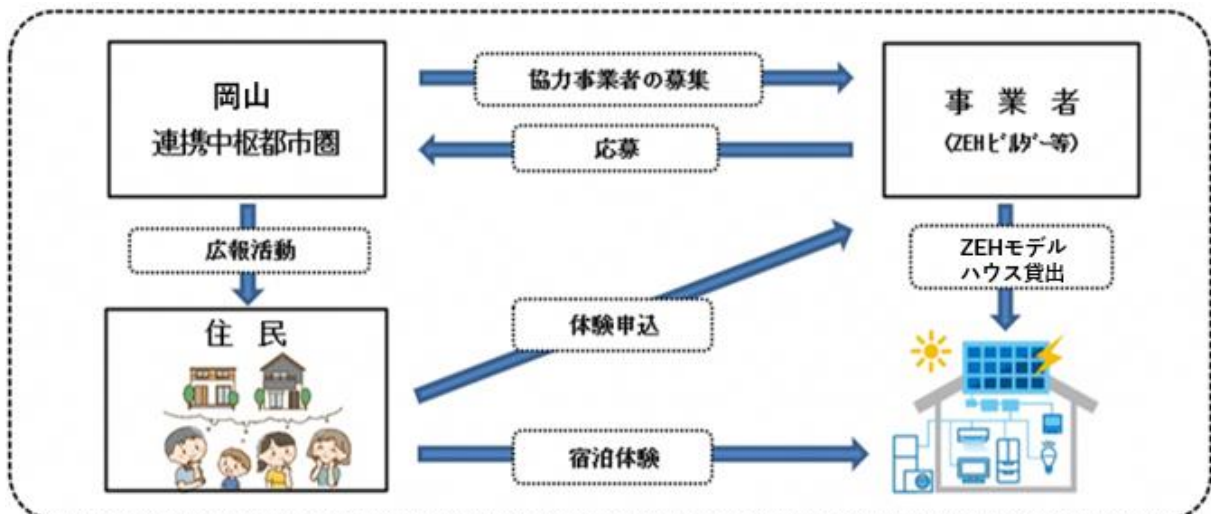
その一環として、圏域におけるZEHの更なる普及拡大を図ることを目的に、ZEHの無料宿泊体験を実施することとしたので、事業実施市町(以下「実施市町」という。)にあるZEH基準を満たしたモデルハウスにて、無料宿泊体験にご協力いただけるハウスメーカー・工務店等(以下「協力事業者」という。)を募集します。

(*) 岡山市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町

※現在は、下線の市町に仕様を満たすモデルハウスを有する事業者が募集対象となります。

2 事業概要

岡山連携中枢都市圏の実施市町に、居住もしくは住宅の新築・改築を検討している家族等を対象に、ZEH基準を満たしたモデルハウスで無料宿泊体験を実施します。



事業の名称	ゼッチ ZEH（ゼロエネ住宅）宿泊体験 in おかやま																		
実施期間	令和5年4月3日（月）から通年実施																		
協力事業者 募集期間	随時募集																		
宿泊体験を実施するモデルハウスの仕様	<p>以下の(1)～(3)のいずれかに該当すること</p> <p>(1) ZEH の基準を満たしていること</p> <p>(2) Nearly ZEH の基準を満たしていること</p> <p>(3) ZEH Oriented の基準を満たしていること</p> <p>ZEH の判断基準については、以下のとおり (資源エネルギー庁「ZEH の定義（改定版）＜戸建住宅＞」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ZEH の判断基準（定量的な定義） <p>https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/assets/pdf/general/housing/zeh_definition_kodate.pdf</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ZEH</th> <th>Nearly ZEH</th> <th>ZEH Oriented</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ZEH 強化外皮基準</td> <td colspan="3">H28 省エネ基準を満たした上で、 UA 値 0.6（4～7 地域）以下</td> </tr> <tr> <td>再エネ等を除く 一次エネルギー 削減量</td> <td colspan="3">基準一次エネルギー消費量から 20%以上</td> </tr> <tr> <td>再エネ等を含む 一次エネルギー 削減量</td> <td>基準一次エネルギー消費量から 100%以上</td> <td>基準一次エネルギー消費量から 75%以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				ZEH	Nearly ZEH	ZEH Oriented	ZEH 強化外皮基準	H28 省エネ基準を満たした上で、 UA 値 0.6（4～7 地域）以下			再エネ等を除く 一次エネルギー 削減量	基準一次エネルギー消費量から 20%以上			再エネ等を含む 一次エネルギー 削減量	基準一次エネルギー消費量から 100%以上	基準一次エネルギー消費量から 75%以上	—
	ZEH	Nearly ZEH	ZEH Oriented																
ZEH 強化外皮基準	H28 省エネ基準を満たした上で、 UA 値 0.6（4～7 地域）以下																		
再エネ等を除く 一次エネルギー 削減量	基準一次エネルギー消費量から 20%以上																		
再エネ等を含む 一次エネルギー 削減量	基準一次エネルギー消費量から 100%以上	基準一次エネルギー消費量から 75%以上	—																
参加対象者	<p>以下の（1）～（4）のすべてに該当すること</p> <p>(1) 実施市町内に、居住もしくは住宅の新築・改築を検討している家族等</p> <p>(2) 未成年者のみの利用でないこと</p> <p>(3) アンケート調査（匿名での公開に同意）に協力すること</p> <p>(4) 当日、申込者本人を確認できる身分証明書等を提示すること</p>																		
自治体を実施すること	<p>宿泊体験の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、広報誌等で事業の広報 ・ 参加者の募集案内や協力事業者の連絡先等をホームページに掲載 ・ ZEH 宿泊体験事例や ZEH のメリットについてホームページに掲載 																		
協力事業者が実施すること	<p>(1) 参加者の対応及び宿泊体験の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モデルハウスに係る問合せ対応及び宿泊体験申込の受付 ・ 参加者との事前調整及び当日対応（一般的な ZEH のメリットの説明等） ・ 参加者に対するアンケートの実施及び回収 																		

	<p>※アンケートについては事務局で作成している様式を使用</p> <p>(2) 設備、備品等 宿泊体験に係る以下の基本事項について対応すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫、風呂、トイレが使用可能であること ・寝具等、宿泊に必要な基本的な備品を準備すること <p>※個人使用のもの（衣類、化粧品等）は参加者が準備</p> <p>(3) アンケート及び実績報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果及び宿泊体験の実績について、4～9月分は10月末日まで、10～3月分は4月末日までに取りまとめ、岡山市に報告すること <p>(4) 費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者に宿泊体験に係る費用負担を求めないこと ・宿泊体験の実施に必要な費用（室内清掃費、クリーニング代等を含む）は、協力事業者が負担すること <p>(5)トラブル等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデルハウスや備品を破損した場合や参加者の事故については、協力事業者と参加者の間で対処すること <p>(6) 個人情報の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適正に管理すること <p>(7) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊体験の実施に際しては、各種法令を遵守すること ・参加者から、障がいによる配慮の申し出があった場合、合理的配慮に努めること ・参加者募集のホームページ用に、当該宿泊施設の写真、平面図等を提供すること ・宿泊体験に関する情報発信にできる限り協力すること ・参加者の意に沿わない営業活動は行わないこと
--	---

3 応募資格

本事業の対象となる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たすハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等とします。

- (1) ZEH ビルダー又は ZEH プランナーであること
- (2) 実施市町内に仕様を満たすモデルハウスを有していること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと
- (4) 岡山県暴力団排除条例第 2 条第 4 号で定める暴力団事務所に該当しないこと
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者でないこと

4 応募手続き

(1) 応募方法

以下の提出先に、応募書類を持参又は郵送により提出してください。持参の場合は、土・日・祝日及び年末年始を除く開庁日の8時30分から17時15分までにお越しください。

(2) 提出先

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号
岡山市環境局環境部環境保全課地球温暖化対策室

(3) 応募書類

以下の①～④を提出してください。

①協力申込書（様式1）

②利用規約（別紙1）

- ・すでに利用規約を作成している場合は、この様式によりません。
- ・作成いただいた利用規約は、ホームページに掲載します。

③ZEH ビルダー又はZEH プランナー登録証の写し

④モデルハウスに関するBELS評価書等、第三者認証により仕様を満たすことが確認できる書類

(4) 注意事項

- ・応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- ・提出された書類は、本件に係る事業者の審査のみに使用し、原則として返却しません。
- ・応募書類に不備があった場合には、追加の書類を求めることがあります。
- ・応募資格を有しないと認められる場合は、応募を受付けません。
- ・受付後であっても、本要領に反する事実が認められた場合には、協力事業者の関係を取り消します。

5 問合せ先

岡山市環境局環境部環境保全課地球温暖化対策室

〒700-8554

岡山市北区大供一丁目2番3号

電話：086-803-1282、FAX：086-803-1887

メールアドレス：kankyouhozen@city.okayama.lg.jp

附則

- 1 この要領は、令和5年3月3日から施行する。